（樹園地を含む）四万四千三百ヘクタールについて実施する。

(2) 耕地および農道の整備

水田四万七千二百ヘクタール、畑一万四千五百ヘクタールを対象にほ場整備事業およびこれを基幹とする畑地総合整備事業を実施するとともに、水田二万四千九百ヘクタール、畑三万一千百ヘクタールを受益地とする農道整備事業を実施する。

(3) 土地資源の開発

高原地帯を中心に、飼料生産基盤の開発を草地改良事業などにより実施し、改良草地を四万ヘクタールとするほか、干拓耕地七百六十五ヘクタール果樹園三千百ヘクタール、桑園二千三百ヘクタール、茶園九百ヘクタールおよび飼料畑三千八百ヘクタールなどを造成する。さらに、普通畑の転換による桑園千百五十ヘクタール、茶園六百ヘクタールを造成する。

(4) 総合的防災対策の実施

それぞれの地域に応じて農地保全事業、たん水防除事業、海岸保全事業などの農地防災事業を実施する。

以上のような方向に沿って農業生産基盤の整備開発を進めるが、特にこの中で、次の事業を大規模事業として積極的に推進する。

○八代平野地区かんがい排水事業

○緑川地区かんがい排水事業

○菊池台地地区かんがい排水事業

○川辺川地区総合かんがい排水事業

○羊角湾地域農業開発事業

○矢部地域総合開拓パイロット事業

○高遊原地域農業開発事業

○大規模改良事業などの草地開発事業

第3節 農業経営構造の改善

◇ 現況と問題点

本県農業の経営構造は、昭和三十六年、農業基本法の制定以来、かなりの変化をみせてきている。しかし、この変化も現在までのところ、自立経営など規模が大きく生産性の高い農家が順調に増加し、これらによって農業生産の相当部分が担当されるという状態にはいたっていない。

過去（昭和三十年～四十年）において、農業就業者は、年率二・八％の減少を示しており、これが省力技術の普及をすすめ、経営近代化の契機となったが、他方、流出が若年労働力に集中したため、農業就業者の中高年齢化、女性化の傾向がすすむとともに、労働力流出は挙家離農につながらず、兼業化の方向で進展してきている。

経営規模別の農家数は、一・五ヘクタール未満の農家の減少と一・五ヘクタール以上の農家のかなりの増加がみられるが、この増加の速度および量は、現在の経済社会の急激な進歩と考えあわせてみると、必ずしも十分なものではない。開墾、干拓などによる規模拡大については不知火干拓、果樹園の開墾および草地改良事業などによりかなりの実績をあげてきたが、既耕地の流動化については、地価が大幅に上昇するなかで農地を資産として保有しようとする傾向が強まり、所有権移転による経営規模拡大を困難にしており、さらに農地法によって賃貸借による既耕地の流動化も制約を受けている。

個々の経営の規模拡大が困難なため、大規模生産の有利性を発揮することを目的としていくつかの農家が集まり、経営あるいは作業の集団化をはかっている。しかし本県の協業経営体は最近では新設するものよりも解散するものの方が多くなっており、今後の協業化の推進にあたっては関係法律の改正、大型機械、施設の効率的利用法の確立、など多くの問題点が残されている。

◇ 将来の展望

本計画においては、自立経営の育成、協業の助長を促進するものとするが、自立経営が必要とする農業所得の最低額は、昭和五十年で百五十～百八十万円（四十二年価格）、昭和六十年で二百七十～三百三十万円（四十二年価格）程度と見込まれる。これだけの農業所得をあげうる経営は、昭和六十年では水稲五～六ヘクタール、温州および甘夏みかん二・〇～二・二ヘクタール、草地および畑地酪農―成牛二十五～三十頭、水田酪農―成牛二十～二十四頭、肉用牛―繁殖めす牛八十～九十頭、肉用牛肥育―常時七十頭、肥育豚―常時四百頭、採卵鶏―五千五百羽、ブロイラー―常時七万五千羽、養蚕―桑園四～五ヘクタール、茶―茶園四～五ヘクタール、露地野菜一・五ヘクタール、施設野菜〇・五ヘクタール程度の規模となるのであろう。しかも、これは主として所得の観点からとらえた自立経営の下限規模であり、大型農業機械、施設の利用な

どの技術面からの最も効率の高い規模はこれをさらに上回ることとなり、ここに生産の組織化の必要性が出てくる。

本県の昭和五十年における自立経営農家の育成目標を二万八千戸、昭和六十年におけるそれを三万戸において、今後、総合的な施策をすすめることとするが、自立経営になりえない農家は集団的生産組織への参加、兼業部門の強化などにより農外所得を増大し、安定兼業農家として残るであろう。

◇ 対策の方向と重要施策

(1) 農地の流動化の促進と望ましい方向への誘導

農地法の改正および農業者年金制度の創設などによる農地の流動化を促進し自立経営等経営規模の拡大を志向する農家のもとへ農地を集中化するなど望ましい方向への誘導をはかる。このため農地保有の合理化を促進する法人を設置するとともに、各市町村に農業委員会を主体とした農地流動化対策協議会を設ける。

(2) 集団的生産組織の育成

自立経営を中核とし兼業農家まで含めた協業などによる集団生産組織の育成をはかる。

(3) 集団的生産組織の育成

自立経営を中核とし兼業農家まで含めた協業などによる集団的生産組織の育成をはかる。

第2次農業構造改善事業の実施

県下全希望地区について、昭和四十四年度から計画地区を指定し、昭和四十五年度から昭和五十七年度までの十三カ年間にわたり、約四百億円（一地区約四億円）の投資を行なう予定である。

(4) 高生産性技術の開発促進と普及

試験研究機関の整備拡充を行なうとともに、普及活動による末端浸透の強化をはかる。

(5) 人づくりの推進

経営伝習農場の整備、農村青年研修館の活用、県内の先導的農家による実践的指導などにより、新しい農業者づくり、新しい農業組織づくりに重点を置いて「新農業建設運動」の展開をはかる。

第4節 地域的農業生産体制の確立

◇ 現況と問題点

近年の国民経済および社会の急速な発展と農業をめぐるきびしい情勢にともない農業も個別経営の力に加えて、生産の組織化をはかり、組織の力で経済社会の変化に対応していくことが必要になってきている。

まず、この対応の第一歩として、農業は地域的なまとまりをもった主産地の形成をはかり、技術指導の専門化、高度化、あるいは相互の技術交換により全体の技術を高い水準のものへ平均化すること、さらに大量生産、大量出荷に基づく規格および産地銘柄の確立により、市場での優位性を確保することが必要である。次に量的なまとまりに加えて、近年は農業技術の発展により、農業機械、施設の大型化、高能率化が急速に進展し、最も効率の高い作業規模は著しく大きくなりつつあるので、農業協同組合などの生産者団体がこれらの生産、加工、流通の手段を備え、これらを核として生産者の組織化をはかることが必要になってきている。

なお、食料需要は、経済の高度成長にともない大量化、多様化がすすみ、食料の工業品化がみられる一方、民間大企業が直接農産物生産の場へ進出しようとする動きが全国的に顕著になってきている。さらに、農産物全体の需要が増大する中で、米の需要減退と生産過剰は深刻な問題となっている。このような情勢のもとにおいて、農業としては、生産物の種類、品種さらには生産方法についてまで地域としての計画をもち、場合によっては規制を加えながら市場への対応をはかっていくことが必要であり、ここでは、やはり農業者の自主的組織としての農業協同組合が、生産から加工、流通にいたるまでの一貫した統卒力を強化し、生産体制の中心としての役割を果たすことが必要である。

本県においても、施設園芸、い草、みかんなど、それぞれの立地条件を生かした主産地が形成されているが、生産体制の整備の度合いには濃淡があり、今後の推進が必要である。

◇ 将来の展望

農業生産の選択的拡大がすすむなかで個々の経営も立地条件に応じて経営の専門化の方向を強め、それらの累積による規模の大きい主産地が県内各地に形成されるであろう。

そしてこの主産地の形成と表裏一体の関係に立って、農業協同組合などの生産者団体を中心とする生産体制の確立が次のような形で進むものとみられる。

第一に、農業協同組合などが、個別経営のわくをこえる大型の高能率機械、施設を導入して、個別経営の生産に対する補完的機能を果たすであろう。

第二に、農業協同組合などが貯蔵、加工、販売のための大型の施設を設置して、農産物の付加価値を高め、安定した価格で市場へ送り込む。

第三に、農業協同組合などが、農産物についての全国的な情報収集および分析の機能を強化する。そして、これに基づいて、生産物の種類、品種さらには生産の方法について地域計画を樹立し、個別経営に対してある程度の規制が加えられるようになる。

第四に、以上のような個別経営と生産者団体などとの分業を機能的に総合化するような運営の仕組みがさらに生み出されてくる。

主な作目別にみた地域的生産体制は次のような姿になるものとみられる。

(1) 大規模稲作生産組織の形成

水田四百ヘクタール程度以上を単位として、玉名平野、熊本平野、八